**平成２４年（フ）第３５０号**
沖縄県中頭郡西原町字与那城339番地の１
債務者　城間多美子
１　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第７２号**
岩手県北上市九年橋３丁目18番31号、前住所岩手県北上市上野町１丁目10番10号
債務者　柏崎ゆりか
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２４年（フ）第８１号**
岩手県花巻市西大通り１丁目29番20号　メゾンシャルマン101号、前住所岩手県花巻市東和町土沢10区321番地
債務者　熊谷　虎雄
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２４年（フ）第６１号**
福島県いわき市錦町花ノ井78番地の109、前住所福島県いわき市小名浜大原字堀米21番地の７
債務者　石井　　昇
１　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２４年（フ）第９１５号**
さいたま市見沼区大字東宮下2031番地　大宮東宮下高層５―113
債務者　藤枝　圭一
１　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第９９１号**
埼玉県川口市並木１丁目13番32―302号　エバグリーン川口
債務者　伊藤裕美子
１　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１０８３号**
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―27―503
債務者　山口　澄江
１　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１０８４号**
さいたま市南区根岸５丁目18番10―801号、旧住所さいたま市南区根岸５丁目18番10号805
債務者　細田　　修
１　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１１００号**
埼玉県加須市向古河2375番地１
債務者　北村　信幸
１　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１１１３号**
さいたま市桜区西堀２丁目８番27号
債務者　野口　善啓
１　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１１１４号**
さいたま市桜区西堀２丁目８番27号
債務者　野口　一郎
１　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１１２７号**
さいたま市中央区鈴谷６丁目２番12号
債務者　八木沢聡美
１　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１３６３号**
神奈川県綾瀬市落合南９丁目14番28号　ダイユーステージ長後Ⅲ203
債務者　小室　孝子
１　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１４３３号**
横浜市神奈川区神奈川２丁目９番７号　ＴＯＰ仲木戸601、住民票上の住所大阪府吹田市藤白台１丁目２番Ｂ34―408号
債務者　布野　　剛
１　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１６３３号**
横浜市金沢区並木１丁目23番２―205号
債務者　松本　良一
１　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１７０８号**
横浜市中区初音町２丁目29番地１　日興パレス伊勢佐木町北パートⅡ704号室
債務者　岩瀬　秋夫
１　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２１６２号**
大阪市旭区大宮２丁目17番24―107号
債務者　大西　　清
１　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部